

# マンモス集合住宅の継続した「防災対策」と「備え」

**優良賞** サンシティ管理組合住民自主防災会（板橋区）

**【経緯】**

サンシティは、板橋区中台地域の緑と起伏に富んだ丘陵に、「我が街は緑の丘陵・太陽と緑と笑顔」をテーマに1980年に竣工されたマンモス集合住宅である。敷地面積97,103㎡は東京ドーム2個分で14棟、1,873戸に約6,000人が居住しており、敷地全体が東京都の避難場所に指定されている。東日本大震災発災当日は、建物自体の被害はなかったが、温水器の転倒や配管の継ぎ手からの漏水、2台のエレベーター内部への閉じこめ等があり、被害の対応や居住者からの問合せに、任期が1～2年の管理組合の役員・理事では機能しないことが明白となった。このことから、当時の理事会の役員が中心となり管理組合の下部組織として、震災はもとより幅広い「防災対策」や「備え」継続して居住者に推進する「サンシティ住民自主防災会」が発足し様々な活動に取り組んでいる。

**【活動内容】**

- 1 住民自主防災会として単独の総会を年2回、このほか年間10回以上の会議を行い、防災訓練やセミナー、ワークショップの内容について協議しながら実施している。セミナーには東京都、板橋区及び志村消防署に講師の派遣を依頼し、居住者への防災意識の向上と自主防災会のスキルアップに努めている。
- 2 平成24年に「首都直下地震に備える」と題した小冊子を平成29年には「大地震に役立つ・防災マニュアル」「サンシティ在宅マニュアル1・2」として、「ライフライン停止時の行動」と「自宅避難用備蓄品の準備マニュアル」をマグネットと吊り下げ式にして

全戸に配布した。令和2年3月には「サンシティ災害対策マニュアル」として災害対策本部設置、安否確認及び備蓄・仮設トイレ設置について自主防災会が主導する形で検討を重ね全戸に配布している。

- 3 全体の防災訓練を年間2回実施しており、春の訓練では、初期消火訓練・階段降下器具キャリダンの訓練・水平避難が原則となるため隔壁版蹴破り訓練を行っている。隔壁版蹴破り器具は管理組合の木工部と連携し自作したものである。秋の訓練では、初期消火訓練・起震車・煙体験・井戸水飲料水化体験及び仮設トイレ設定訓練を隣接する緑小学校で実施している。当会の会長は、緑小学校の避難所開設所長を代々歴任しており、当会の呼びかけにより、複数の近隣町会等や地元の子どもサッカーチームも訓練に参加するようになり、地域との繋がりも深まっている。

自主防災会の活動は、各棟を単位とした防災訓練、池袋防災館での防災疑似体験、応急救護訓練と居住者全体に広がりを見せており、棟単独の防災訓練で志村消防署や消防設備業者の立ち合いのもと屋内消火栓の放水訓練や棟単位の災害マニュアルも作成されるようになった。

- 4 防災訓練での安否確認は、マグネット式のステッカー「無事です」「救助求む」を玄関扉に表示し、各棟フロア担当が集計を行い、平成24年に独自に作成した居住者名簿（3年に1回見直し）を有効活用している。



「大地震発生その時どうする」  
「在宅避難マニュアル1・2」



簡易トイレ設置説明

# 高齢者と地域をつなぐ架け橋 ～高齢者を災害から守る防災対策～

**優良賞** 高齢者等施設における防火防災連絡協議会（足立区）

**【経緯】**

高齢者等施設における防火防災連絡協議会は、西新井地区に存する高齢者等施設と消防署との連携を密に図り、防火防災思想の普及啓発と救急活動の円滑化を推進させ、施設入所者（要配慮者）と利用者の安全の確保を第一とする目的で、平成16年に発足された。現在の協議会は、西新井消防署管内にある23の施設で構成されており、年に1回以上の会議を開催して、各施設から消防署から提供された防火防災情報の共有を図っている。また、各施設では、積極的に近隣町会等との災害時応援協定を締結しており、町会等との連携訓練を通じて地域全体の防災行動力の向上を図っている。

**【活動内容】**

**1 災害時応援協定に基づく近隣町会等との連携の強化**

協議会の発足後、近隣町会等に働きかけを行った結果、新たに6施設で町会等との災害時応援協定を締結することができた。これで協議会の構成施設の7割を超える17の施設で協定を締結しており、火災や地震等の災害が発生した有事の際には、入所者の救出救助活動の応援や防災資器材の共有などの取決めをしている。また、応援協定に基づく災害対応訓練では、施設職員と町会、そして消防隊との合同訓練を行い、協力体制の構築に反映させることで互助の意識の高揚に努めている。

**2 高齢者等施設間の防火防災情報の共有**

高齢者等施設間で行われる会議では、各施設における防火防災対策の取組状況や自衛消防隊の行動要

領など、他の施設が参考となる推奨事例を発表し合い、入所者を災害から守る方策の検討の場となっている。また、顧問である西新井消防署からは、火災の発生状況や出火防止対策、救急要請時の対応要領等についての情報提供や指導助言を受けている。令和2年度は、各施設に設置されている「火災通報装置に関する教養」、「救急活動における心肺蘇生を望まない傷病者に対する対応要領」、「新型コロナウイルス感染症を考慮した心肺蘇生要領」などについての情報提供を受けたことで、入所者や職員と家族の救急要請時における意向確認や施設の出火防止対策の見直しを図るきっかけとすることができた。

**3 今後の展望**

平成12年に介護保険制度が始まって以来、令和3年度の介護報酬の改定の中に「感染症や災害への対応力強化（災害への地域と連携した対応の強化）」という項目が初めて追加されたことから、より一層、高齢者等施設と地域が一体となって防災行動力の向上を図ってきた。さらに、防火防災情報の共有と訓練の実施等を積極的に行った結果、高齢者と消防署、そして地域住民とをつなぐ重要な架け橋となることができた。



施設内における訓練実施状況



会議の様子